

ストレスチェック制度における監督署への報告書の提出が義務になります

平成27年12月より施行されました労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、労働安全衛生規則様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」（以下、「報告書」という。）を所轄労働基準監督署へ提出することが義務付けられました（労働者数50人以上の事業場に限る）。

報告書の提出につきましては、以下の点にご留意していただきますようお願いいたします。

●労働基準監督署への報告書の提出に関する留意点

- (1) 報告書は、平成28年4月1日以降に提出していただくようお願いします。
- (2) 報告書の様式については、平成28年3月下旬に下記 URL に掲載する予定ですので、掲載された様式を用いて提出していただくようお願いします。

★厚生労働省ホームページ「安全衛生関係主要様式」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html

●Q&A

- ① 報告書には産業医の記名押印欄がありますが、産業医がストレスチェックに関与していない場合も記載する必要があるのでしょうか。

A 産業医の職務にはストレスチェックと面接指導に関する事項が含まれており、少なくとも報告の内容は産業医にも知っておいていただくべきものなので、産業医がストレスチェックに関与していなくても報告内容を確認の上で産業医欄に記名押印して下さい。

- ② 報告書の提出については罰則があるのでしょうか。また、50人未満の事業場においてストレスチェックを実施した場合には報告義務はあるのでしょうか。

A 労働基準監督署への報告は労働安全衛生法第100条に基づくものであり、違反の場合には罰則があります。50人未満の事業場については、報告義務はありません。

なお、ストレスチェックを実施しなかった場合も、報告書を提出する義務があります。

- ③ 労働基準監督署への報告について、本社でまとめて報告するという方法も可能でしょうか。

A 労働基準監督署への報告については、事業場ごとに、管轄の労働基準監督署まで提出していただく必要がありますので、本社でまとめて報告することはできません。

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号										
			都道府県 市町 区域 基幹番号 検査号 被験者番号									
対象年	7:平成 → 年分	検査実施年月		7:平成 → 年 月								
事業の種類			事業場の名称									
事業場の所在地	郵便番号()				電話 ()							

見本

見 本		在籍労働者数	 右に記めて記入する人
検査を実施した者 ☐	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士 3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士	検査を受けた労働者数	 右に記めて記入する人
面接指導を実施した医師 ☐	1:事業場選任の産業医 2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3:外部委託先の医師	面接指導を受けた労働者数	 右に記めて記入する人
集団ごとの分析の実施の有無 ☐	1:検査結果の集団ごとの分析を行った 2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない		

産 業 医	氏名		(印)
	所属医療機関の 名称及び所在地		

年 月 日

事業者職氏名

勞働基準監督署長殿

受 付 印

®

ストレスチェック制度の情報は、
厚生労働省ホームページで！

ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策

检索

